

## 115.02

### 指定立替納付者による納付制度

#### 1. 指定立替納付者による納付制度の概要

指定立替納付者による納付制度は、特許料等（→100.02「3.」）又は手数料（以下「手数料等」という。）の納付をしようとする者が、指定立替納付者（クレジットカード会社）による納付を希望する旨を申し出ることによって、手数料等をクレジットカード決済により納付する制度である。

また、包括納付の申出（特例施規41条の2）又は自動納付の申出（特例施規41条の5）には、指定立替納付者による納付制度を利用することはできない。

#### 2. 指定立替納付者による納付の対象

指定立替納付者による納付の対象となるものは、電子情報処理組織を使用して行うことができる特許料等又は以下に掲げる特定手続において納付すべき手数料（特例施規38条の2第1項）及び電子情報処理組織を使用せず指定立替納付者による納付の申出をする場合の手数料等である（特例施規38条の2第2項）。なお、電子情報処理組織を使用せず、手数料等を指定立替納付者により納付する場合の申出は、当該申出を特許庁の窓口において手続に係る書面を提出することにより行う場合に限る。

- a. 特許出願（先願参照出願を除く。）
- b. 実用新案登録出願
- c. 意匠登録出願
- d. 商標登録出願、防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願
- e. 国際出願、国際予備審査の請求等
- f. 意匠を秘密にすることの請求
- g. 出願人名義変更の届出
- h. 出願審査の請求
- i. 実用新案技術評価の請求
- j. 拒絶査定等に対する審判の請求
- k. 国内書面の提出
- l. 期間の延長の請求又は期日の変更の請求
- m. 商標権の存続期間の更新登録の申請
- n. 誤訳の訂正を目的とする補正、手数料の補正又は請求項若しくは区分の数を増加する補正
- o. ファイルに記録されている事項の証明の請求
- p. ファイルの記録事項の記載書類の交付の請求
- q. ファイルに記録されている事項の閲覧の請求（電子情報処理組織を使

用する場合に限る（特許庁の使用に係るものを除く。）。

r. 登録事項の証明の請求

s. 登録事項記載書類の交付の請求

t. 登録事項の閲覧の請求（電子情報処理組織を使用する場合に限る（特許庁の使用に係るものを除く。）。）

以下に掲げる特定手続において納付すべき手数料等は、特例法施行規則別表第1の2に掲げる手続で指定立替納付者による納付の対象となるものである。

ア. 先願参照出願（1）

イ. 国際出願その他国際出願等に係る手続（手数料を納付するものに限る。）（3）

ウ. 審判、再審又は判定の請求（拒絶査定等に対する審判の請求を除く。）（4）

エ. 訂正の請求（5）

オ. 特許異議申立て又は登録異議の申立て（6）

カ. 審判又は再審への参加の申請（7）

キ. 特許異議申立て又は登録異議申立てについての審理への参加の申請（8）

ク. 審判、再審、判定、特許異議申立て及び登録異議の申立てに係る手続についてする期間の延長又は期日の変更の請求（9、10）

ケ. 審判、再審、判定、異議申立て及び登録異議の申立てに係る手続についてする補正による手数料の納付（11、12）

コ. 特許権の存続期間の延長登録の出願、改正前特許法第109条による特許料の減免の申請、特許料免除の申請書の提出、特許証等の再交付の請求、特許権等に係る回復理由書の提出、特許料の返還の請求、実用新案登録に係る訂正書の提出及び実用新案登録料の返還の請求に関してする期間の延長の請求（15）

サ. 先願参照出願等の補正（17）

シ. 先願参照出願における明細書及び必要な図面の提出（24）

ス. 特許権の存続期間の延長登録の出願（32、33）

セ. 国際出願に対する決定をすべき旨の申出（39）

ソ. 証明等の請求（40、41）

タ. 国際登録出願（意匠）（46）

チ. 国際登録出願の補正（意匠）（47）

ツ. 国際意匠登録出願に係る期間の延長の請求（51）

テ. 国際登録出願（商標）（56）

ト. 事後指定（57）

ナ. 国際登録の存続期間の更新の申請（商標）（58）

ニ. 国際登録の名義人の変更の記録の請求（商標）（59）

ヌ. 国際登録出願等に係る補正（商標）（60）

- ネ. 国際商標登録出願に係る期間の延長の請求（62）
  - ノ. ファイル記録事項の交付の請求（63）
  - ハ. 裁定請求書の提出（85）
  - ヒ. 裁定取消請求書の提出（86）
  - フ. 特許証等の再交付の請求（89）
  - ヘ. 特許権等に係る回復理由書の提出（90）
  - ホ. 実用新案登録に係る訂正書の提出（92）
  - マ. 防護登録標章出願に基づく権利の存続期間の更新登録の出願、書換登録の申請に係る回復理由書の提出（100）
  - ミ. 商標権の分割の登録の申請（115）  
（括弧内の数字は特例施規則表1の2の項を表す）
3. 指定立替納付者による納付の申出の方法（特例法規40条1項、5項、6項、7項3号）
- 指定立替納付者による納付の申出は、手続に係る書面に、指定立替納付者による納付である旨及び納付しようとする手数料等の額を記載することにより行う。
- 特例法施行規則第13条第2項の方法により申出をする場合は、同項に規定する入力情報として識別番号に加えて、上記事項を電子計算機から入力しなければならない。
- （注）手数料等は「納付金額」欄に記載された金額に基づいて徴収する。過誤納分の返還は、返還請求書によらなければすることができない（→07.15）。
4. 指定立替納付者による納付の申出に係る納付情報の送信（特例法規40条の2）
- 特許庁長官は、手数料等の納付をしようとする者から、指定立替納付者による納付を希望する旨の申出があった場合には、納付すべき手数料等の額及びその他の必要な納付情報を、指定立替納付者が事前に委託した口座のある金融機関に対し、電気通信回線を使用して送信する。
5. 指定立替納付者による納付日の特例（特例法規40条の3）
- 手数料等を指定立替納付者により納付する場合であって、特許庁長官が領収済通知情報（歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）第21条の5第2項）を受信したときは、指定立替納付者による納付の申出があったときを、その納付がされたときとする。
6. 代理人による指定立替納付者による納付（特例法16条）
- 予納による場合と同様に（→113.01「6.」）、指定立替納付者による納付についても、出願人等から委任を受けた代理人は、委任者のために代理人の名において指定立替納付者による納付をすることができる。
- この場合、委任による代理をしようとする者が委任事務を処理するために自己の名において指定立替納付者による納付の申出をしたときは、手続をする者本人が手数料等を納付したのと同じ効果が発生する。

